

2018年(平成30年)9月25日

日本共産党福山市災害対策本部 様

福山市長 枝廣 直幹

2018年7月豪雨災害に関する緊急要望書(第3次)について(回答)

2018年7月30日付けで要請があった見出しのことについて、次のとおり回答します。

**民有地内の堆積土砂等の撤去について**

【要望】 「災害救助法」の障害物の撤去により、住家に流入したがれきや土砂を市の負担で撤去できることを周知・徹底すること。

【回答】 リ災証明交付時に、制度を説明したチラシを同封しております。また、戸別訪問での説明や市ホームページ、広報紙でも周知を図っているところです。

【要望】 広島市の「民有地土砂等撤去班」のような特別体制を設け、住家以外の駐車場などの敷地内や農地を含め、民有地の土砂を撤去すること。また、住民自身が重機を借りたり業者に発注したりして土砂等を撤去した場合も、事後精算で費用を補助すること。

【回答】 土砂崩れなどの被害にあわれた市民の早期生活再建につなげるため、国の補助制度を活用して、民有地の土砂を撤去します。また、国の補助制度の創設に伴い、事後精算の対象となる方については、費用償還制度を設け対応します。

【要望】 ボランティアや住民が撤去した土砂等を道路に搬出した場合、市が撤去すること。

【回答】 福山市社会福祉協議会が募集したボランティアにより撤去された土砂等については、福山市において回収しました。また、自治会(町内会)が定めた仮置き場へボランティアや地域住民の協力により排出された被災廃棄物や土砂等においても、同様に回収しました。

【要望】 床下浸水被害の場合も、福山市独自で土砂撤去の対象とすること。

【回答】 浸水による床下の堆積物については、フローリングや畳を市が撤去し、堆積物を除去することは困難であると考えています。しかしながら、例えばボランティア等で集められた堆積物については、市の方で撤去することは可能と考えています。

**被災住宅の応急修理について**

【要望】 すでに工事を完了している場合も、要件を満たせば補助の対象にすること。

【回答】 要望として受け止めます。

【要望】 工事の発注は、指定業者に限らず、被災者の実情に応じて柔軟な対応をすること。

【回答】 広島県や本市の指定業者に限らず、日頃から維持管理している業者なども「その他市長が認める業者」として、指定業者に含めており、被災者の実情に応じ対応しているところです。

【要望】 応急修理と応急仮設住宅の供与の併用を認めるよう、国に要望すること。

【回答】 要望として受け止めます。

【要望】 災害救助法にもとづく国の補助金に加え、市独自の上乘せ補助制度を創設すること。

【回答】 要望として受け止めます。

【要望】 床上・床下浸水被害を含め、被災による小規模な改修に係る市独自の補助制度を創設すること。

【回答】 要望として受け止めます。

【要望】 被災した中小企業の事業継続を支援するための補助金制度を創設すること。

【回答】 広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や小規模事業者持続化補助金など、国及び県が中小企業の事業継続を支援する制度を創設しています。本市では、そうした支援制度を多くの被災事業者にご利用いただくよう関係機関と連携して周知に取り組むとともに、申請書作成などの支援を行うこととしています。

【要望】 小規模崩壊地復旧事業の要件を緩和するとともに、市としても助成制度を創設すること。

【回答】 個人の土地である裏山が崩れた場合には、個人で対応していただくことを基本としていますが、県の補助事業である小規模崩壊地復旧事業の採択基準を満たすものについては、事業計画の採択を受け、県補助事業として実施しています。引き続き、県補助事業である小規模崩壊地復旧事業での対応を基本と考えていますので、県、市、受益者、それぞれの役割分担の中で、計画的に事業を推進してまいりたいと考えています。

【要望】 税金などの減免の対象者に、減免制度を周知徹底し、該当者には申請の丁寧な支援をすること。

【回答】 被害状況調査時に減免の対象となる方へは減免制度のことは伝えており、準備出来次第、減免申請書を送付予定です。

【要望】 ペット同伴の応急仮設住宅を供与すること。また、ペットの飼養が困難な場合などは、一時預かり体制を整え、周知すること。

【回答】 借上げ型応急仮設住宅については、ペット同伴での入居が可能な物件があります。